主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人前堀政幸の上告趣意(後証)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定するこの決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月一日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
- 郎	唯	村	谷	裁判官